

後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

後期高齢者医療制度のお知らせ

お問い合わせ▼住民環境課国保年金係 ☎64・1102

①保険証について

◆新しい保険証は『うすいオレンジ色』

7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」）が変わります。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月初旬頃から郵送（簡易書留）する予定となっております。今回お届けする『うすいオレンジ色』の保険証は、7月1日から使用できます。それが届くまでは現在お持ちの保険証「みず色」をご使用ください。「みず色」の保険証は8月1日以降使用できません。

新しい保険証『うすいオレンジ色』がお手元に届き次第、現在お使いの「みず色」の保険証は、右記問合せ先に返却いただくか、ご

自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意くださいのうえ、処分してください。

※平成28年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。）

（例）今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合「3割（平成28年7月31日までは1割）」と表示されます。

②保険料率等改定について

和歌山県後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率等が決定しました。

◆保険料の計算方法

年度	均等割額 (年間)	所得割率	上限保険料額 (年間)
H28・H29	44,177 円	8.93%	57 万円
H26・H27 (参考)	44,730 円	8.55%	57 万円

保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

◆軽減制度があります

所得の少ない方などには今までとおり軽減制度があり、さらに均等割額の5割・2割軽減の対象が拡大されます。

介護保険料のお知らせ

お問い合わせ▼健康福祉課介護保険係 ☎64・1120

65歳以上の方について、4月1日現在ののご本人と世帯員の課税状況などから保険料を決定し、7月中旬に平成28年度介護保険料決定通知書をお送りします。

保険料の納め方

特別徴収（年金からの天引き）と、普通徴収（納付書や口座振替）の2つがあります。年金の受給額や年金の種類により決まるため、どちらかを選ぶことはできません。

◆特別徴収の方は、今年度の保険料は7月に決定されるため、平成28年2月納付額と同額の保険料が4・6月に差し引かれ、残りの保険料は、8・10・12・翌年2月の各月に振り分けて差し引かれます。

◆普通徴収の方は、4～6月には保険料の納付がなく、7月～12月の毎月で、一年分を納めていただきます。

普通徴収の方の第1期の納付期限は**8月1日（月）**です。納め忘れないようにお願いいたします。納め忘れの心配がなく、安心・便利な口座振替での納付がおすす

めです。お申し込みは金融機関の窓口でお願いします。

※保険料を納めないでいると…

納期限が過ぎると督促が行われます。（督促手数料が加算されます）それでも納めない場合は、次の措置がとられます。

◆1年以上の滞納は…

利用した介護サービスの費用がいったん全額負担となります。申請により認められると、後に保険給付分が支給されます。

◆1年6か月以上の滞納は…

保険給付が一時的に差し止められます。

◆2年以上の滞納は…

未納期間に応じ、利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費などの支給がつけられなくなったりします。

介護保険は、すべての被保険者に保険料を負担していただくことで、社会全体で介護を支える助け合いのしくみです。ご理解とご協力をお願いします。